

日本労働協会雑誌 一九八〇年十二月号 抜刷

「アウトサイダー組合」構想ユニオン（下）

——一九四九年労働組合法改訂反対闘争を通じてみたその現代的意義——

遠藤 公 嗣

（東京大学大学院）

研究ノート

「アウトサイダー組合」構想 (下)

ユニオン

——一九四九年労働組合法改訂反対闘争を通じてみたその現代的意義——

遠 藤 公 嗣
(東京大学大学院)

- 一 はじめに
- 二 「アウトサイダー組合」構想の提起
 - 1 労働組合法の改訂
 - 2 構想の内容
 - 3 全法協の性格
 - 4 構想の起源
- 三 諸政治主体の反応と労働省の対応
 - 1 日経連
 - 2 総同盟と民同派
 - 3 GHQ労働課
 - 4 労働省
- 四 産別会議の方針転換
 - 1 産別会議寺井情宣部長談話
 - 2 方針転換の背景
 - 3 方針転換による見解分歧
 - 5 中労委における労働組合の資格審査問題
- 五 中労委の資格審査権限
 - 1 中労委規則第二二条
 - 2

(以上二六〇号)

(以下本号)

- 3 帝銀争議調停と電産争議調停
- 4 中労委解釈指示第一号
- 六 産別会議の新方針とその帰結
 - 1 産別会議の新方針
 - 2 労働組合の実態
 - 3 中労委規則第二二条第四号の運用変更
- 七 むすび

四 産別会議の方針転換

1 産別会議寺井情宣部長談話

全法協の「アウトサイダー組合」構想提起からはば一カ月のち、六月三十日に産別会議寺井情宣部長は次のような談話を発表した。⁽¹⁾

この問題「アウトサイダー組合」構想」に関する産別会議の方針について敵側は悪質デマ宣伝をしているし、組合員の中にも誤解があるようだ。

産別は労働法規改悪反対闘争の過程でアウトサイダー組合でゆく方針を決めたかの如く宣伝し、われわれに「法外組合」という名を押しつけることによって分裂を策している。

第四回拡大執委の決定にも明らかなようにわれわれの既得権を破壊するが如き悪法の実施をば職場闘争でこれを阻止するというのが主眼で、これは労資の力関係によって色々の形で闘われる。

だから「法外」でゆくか「法内」でゆくかを議論するのは無意味である。われわれはあくまで既得権を守るという線で強力に闘うべきで「法外」「法内」は敵が押しつけてきているのである。

この「寺井談話」によれば、「アウトサイダー組合」構想を産別会議が提起したことはなく、産別会議の方針は「既得権を守る」ことであった。前述のように、「アウトサイダー組合」構想を提起したのは、形式的には全法協であつたしに産別会議ではない。しかし、産別会議が構想に実質上同調していたことも事実である。「寺井談話」は、明らかに、提起していた「アウトサイダー組合」構想を降ろしたものである。また、「アウトサイダー組合」構想の第四の特徴としてさきに指摘しておいた、「便法」をもって「専従者給与をカバーする方法」等々を拒否し「アウトサイダー組合」を積極的に組織する方針が、「寺井談話」では「労資の力関

係によって色々の形で聞われる」という多様性を許容する方針にとってかわられた。その結果として、産別会議の方針は、一九四九年改訂法そのものに対する具体的運動方針を提起せず、戦後日本労働政策の転換に直接対決することを避けたまま、「既得権を守る」闘争を強調するという、いわば無方針の方針へ転換してしまったのであった。⁽²⁾

産別会議のこの態度は、ただちに傘下組合に対して徹底された。「寺井談話」の翌日七月一日に、産別会議議長菅道から産産委員長藤田進に対してなされた「要請」⁽³⁾が、その好例である。すなわち、六月二十二日付産産機関紙「電産」に掲載された民同派役員執筆記事が「アウトサイダー組合」構想を非難していることにに対し、「産別会議は幹事会に於ても一度も『アウトサイダー組合戦術をおし進める』という決議をしたことありません」と反論し、産別会議の「反ばく文」の「電産」掲載を要請したのである。

- (1) 産別会議機関紙「労働戦線」一八六号、一九四九年七月三日。
- (2) 経同盟が一九四九年改訂法の再改正要求を掲げそのための労働法規改正委員会を設置したことと比較すれば、経同盟の方針の可否は別としても、産別会議の無方針はきわだって目だつといえよう。
- (3) 原資料。この「要請」の別紙になっているのは「反ばく文」はみあたらなかった。また産産機関紙「電産」はこの「反ばく文」を掲載していない。

2 方針転換の背景

産別会議の方針転換の直接的理由を資料中にみいだすことは困難であるが、転換の背景にあった労働運動の一般の方針はほぼ明らかである。それを、「寺井談話」も言及する第四回拡大執委（六月二十三日、二十四日）の報告と議論によってみておこう。この会議は「産業防衛と労働法規改悪に対する闘争を中心議題」⁽¹⁾にしていた。

六月十日の日付を持つ産別会議幹事会の第四回拡大執委に対する報告は、一九四九年改訂法制定反対闘争の敗因を三点に総括していた。第一に、労働組合法改訂の準備過程をなした争議弾圧や次官通牒に対して、「生活権擁護、産業防衛の闘争と結びついて徹底的な反撃がなかった」こと、第二に、「全官公労働者との共同闘争が充分展開され」なかったこと、第三に、「法規改悪反対闘争が農・市民の問題として人民闘争に発展しなかった」ことである。ついで、今後の方針として、「既得権を守って闘ってゆくには、単に法文にとらわれ、形式的な法規撤廃闘争を闘うのではなく、職場において改悪労働法を実施させないよう……職場闘争をおしすゝめ、産業防衛闘争によって職制を労働者の側にひきよせ、改悪法を空文にしてしまうことも大切である」とされていた。

敗因がいわゆる「人民闘争」「産業防衛闘争」の欠如に求められていること、その結果として、今後の方針はこれらの「闘争」の推進となっていること、これが明らかである。「人民闘争」「産業防衛闘争」戦術は、当時の労働運動が直面した様々な闘争局面で中心的戦術にすえられていながらも、その戦術が個別具体的な闘争局面の特徴を十分把握しないで一般的な方針としてのみ述べられるにとどまったため、闘争敗北の大きな原因となっていたことはすでに多くの指摘がある。⁽²⁾全法協により具体的運動方針として提起されていた「アウトサイダー組合」構想が、第四回拡大執委報告においては、「法文にとらわれ」る「形式的な法規撤廃闘争」という単なる法解釈論にすぎないものと矮小化された上で拒否され、「職場闘争」「産業防衛闘争」が強調されるに至ったの

も、このような当時の労働運動の一般の方針が直截に反映した結果だったのである。

このような関係は第四回拡大執委の席上での議論によくあらわれている。⁽³⁾会議二日目は全日を労働法規改悪反対闘争の討論に予定し、午前の開会直後に寺井情宣部長が報告を行なった。しかし、討論は前日に引き続いて「産業防衛闘争」をめぐる終日行なわれ、午後の閉会直前になって、全金属出身の吉田資治と金子健太の両名のみが反対闘争に言及したにすぎない。しかも両名とも「アウトサイダー組合」構想に批判的で、両名の議論を議長席にいた嵯峨善兵が「具体的に言へば、既得権を擁護する闘争である。彼等の力関係が問題を決定するということでよいか」とまとめたところ、「異議なし」の声で討論は終わってしまったのである。⁽⁴⁾

- (1) 産別会議機関紙「労働戦線」一七六号、一九四九年五月二十九日。
- (2) 産別会議幹事会「産別会議はどう聞ったか 第四回産別会議拡大執行委員会に対する報告」（原資料）一〇頁。なお、今後の方針の部分には産別会議機関紙「労働戦線」一八五号、一九四九年六月三十日にもある。
- (3) そのもっとも早い指摘は、いわゆる「中西功意見書」（一九五〇年、高田書店）第一章であり、また現在では、この戦術提起に大きな影響力を持っていた日本共産党自身の自己批判として指摘されている。『増補版 日本共産党の五十年』（一九七八年、新日本文庫）一三二頁を参照せよ。
- (4) このような考え方には、日本共産党の当時の「理論拘泥主義批判」の主張が影響しているかもしれない。
- (5) 以下の議論については「第四回拡大執行委員会論議」（手書き原資料）による。
- (6) 資料上にあられもないところで、産別会議指導者間で「アウトサイダー組合」構想の可否が検討され方針転換が決定されており、第四回拡大執委はその追認の場にならなかった、と考えうる余地は十分にあるだろう。

3 方針転換による見解分岐

産別会議の方針転換は、その内部にあった人々や外部

にあった支持者の間に波紋をなげかけ、それに対する様々な見解の分歧と混乱をよび起こすこととなった。

第一の見解は、方針転換をまったく正しいものとし、さらに進んで、「アウトサイダー組合」構想を提起した全法協の組織的解体を要求する見解である。全法協の前身である法規対策委員会の委員長であった金子健太は、七月中の執筆と思われる「当面する大闘争のなかへ全法協を包含せしめよ」と題する小論⁽¹⁾で次のように述べた。

全法協の活動は「たんに法規改悪反対闘争に関する統一された解釈を大衆に宣伝するだけで、あたかも法規改悪反対闘争をおこなっているかのごとき錯覚におちいつて」いた。「現在全法協をどうするかが問題になっている」が、それは「全労連を強化する——という基本方針が厳としてきまっているにもかかわらず……全法協が……一時的機関ではなく、会費をとったり、機関雑誌を出したりして恒久的機関化そうとしていること——ここに問題がある」からだ。「全法協を……救い得る道はただ一つ——すなわち現在もっているその一切の力を産業防衛会議……のなかに急速に包含させることである。」

金子は産別会議の有力な指導者ではあったが、この見解は個人としての投稿意見として発表された。また、事実としても全法協は解体されなかった。しかし、この見解では「アウトサイダー組合」構想は解釈にすぎないのであって、まったく無益なのである。

第二の見解は、産別会議の方針転換を一応うけいれつつも、「アウトサイダー組合」構想もまた捨てがたいと

いう、混乱した折衷的な見解である。産別会議や全法協の関係者の多くがこの見解をとった。たとえば、やはり産別会議の指導者であった亀田東伍の「労働者は追いこまれたか——改悪労働法規とのたたかい——」と題する小論⁽²⁾が、その代表的な例であろう。

この小論の前半では、「アウトサイダー組合」構想の法解釈上の有利さが主張され、「組合が先で法律はアウトである。日本の労組運動は、アウトサイダーの手によって始めて開かれるといつてさしつかえない」とまで述べられる。ところが後半では、「労働法規の条文の解釈に没頭してはいけない」「改悪法規はこの中〔地域人民闘争〕で打破され、マヒされて結局すべての闘争は吉田内閣打倒の線に集中されねばならない」とされ、「人民闘争」が強調されるのである。前半の「アウトサイダー組合」構想は、後半では「条文の解釈の没頭」に矮小化されてしまい、もっぱら「人民闘争」戦術が強調されるのであって、前半と後半の異なった主張が折衷されているといわねばならない。

亀田のほか、全法協議長林武雄も同様な見解であったと思われる⁽³⁾。その他、「アウトサイダー組合」構想に立脚する一九四九年改訂法の解説書が八月十日に全法協により刊行されていることも、こうした見解の流れにそっているものとみてよい。

第三の見解は、産別会議の方針転換を批判し、「アウトサイダー組合」構想を実践すべきだとする見解である。京都にあった労働組合法の改訂に反対していた労働法学者沼田稻次郎は、論文「組合の『自主性』とその違憲的解釈」⁽⁴⁾の中で、次のように述べた。

組合は、既得権のよう護の主張をもってたたかっている。法外組合という觀念が、法的意識の低いわが国の労働者階級の少なからぬ部分にあたえるでもあらう「違法」の印象を顧慮して、けっきょく、法理論的には同一の内容であるものを、にわかに強い防衛意識のうえに有効にうちたてるために「既得権のよう護」の主張をかかげているものと思われる。

しかし、当局がいまや「勸告」や「協力」をもって一律に「民主的・自主的組合」への急速な編成変えを志してきているのである。これにたいしては、むしろ、法外組合の自由を政府の労働法解釈の合憲性の批判のうえに、築きあげてゆかねばならないのであるまいか。法外組合か法内組合か、ということは、一面に、使用者側の不当な剥奪から既得権をよう護することであるとともに、他面、当局の不当なる干渉にたいして法外組合の自主性をまもるという実践的課題⁽⁵⁾そのものである。

沼田は、「既得権よう護」の主張を戦術的配慮であらうと推測しつつも、対使用者の問題としてだけでなく、対政府の、労働政策の転換に反対する問題として、「法外組合」を「実践的課題」とした。沼田は、全法協提起の「アウトサイダー組合」構想は、戦術的配慮を越えて実践されるべき意義を持つことを主張したのである。

以上に分類される見解分歧は、産別会議の方針がいわば無方針の方針へと転換したことから生じたものであったが、このような無方針が新方針に書き改められるためには、なおいくらかの事態の進行を必要とした。

(1) 産別会議機関誌「労働者」一九四九年八月号投書欄四一、四二

耳。

- (2) 『社説評論』一九四九年八月二五—二八頁。
- (3) 第五回金庫中執・電工中執合同会議（一九四九年七月五、六日）における林武雄の演説は、同様な見解を示している（『金庫協賛関係』『金庫戦線』三九号、一九四九年七月十二日）。また、八月十三日に『人民の法律』誌主催で行なわれた座談会でも、林は同様な見解を述べている（『人民の法律』第三号、一九四九年十二月二十日発行、一〇—一二頁）。
- (4) 全法協編『新労働法の問題点とその対策』（一九四九年八月十日、近代評論社）。この解説書が「アウトサイダー組合」構想に立脚していることは、林の執筆した「序文」に明らかである。
- (5) 民科京都支部法律部会編『労働法改正批判』（一九四九年三月二十日、北大路書房）。沼田は「官製組合自主性を許す」と題する小論を執筆している。
- (6) 『法律文化』第四巻第七・八号、一九四九年十月、二一—三八、五六頁。同論文は、大幅に増補され「労働組合の自主性をめぐる法理と政策」と改題されて、『法と政治の背景』（一九四九年十二月、法律文化社）に収められた。同論文中に「法外組合」という用語が用いられているのは、沼田が全法協と直接の関係を持っていなかったことを示している。また、同論文中の「合意性」は「適意性」の誤記であって、『法と政治の背景』所収の際訂正された。
- (7) 引用文を含む箇所の題名は、当初の論文では「法外組合の問題」となっていたが、『法と政治の背景』に所収する際に「法外組合問題の史的経緯」と改められている。沼田の見解は、後者においてより鮮明にされたといえることができる。

五 中労委における労働組合の資格審査問題

1 労委の資格審査権限

座別会議の新方針が打ち出されるまでに、新方針形成に影響を与えたと思われる事態が中労委で進行していた。それは、労委による労働組合の資格審査についての、運用方針の議論である。運用方針が影響力を持ちえた根拠は、一九四九年改訂法における中労委の法的権限が一九四五年法のそれより強化され、労働省の方針とは独自に一九四九年改訂法を運用しうる可能性が強まった

ことであつた。

一九四九年改訂法第五条第一項によれば、労働組合が同法に規定する手続に参与し救済を与えられる資格を有するか否か、を審査する権限は労委が持つことになっている。いわば、実在する労働組合が「アウトサイダー組合」か否かを審査するのが、労委なのである。したがって、「アウトサイダー組合」が実際にどのように取扱われるかは、労委による資格審査如何に大きく左右されるわけである。またこの規定は、一九四五年法にくらべて、労働省からの労委の独自性を強めたものでもあった。すなわち、一九四五年法は既述のように「屈出主義」をとっていたが、届出られた労働組合が一九四五年法に規定する労働組合でないことを決定したり、届出られた労働組合規約の変更を命令すること等は、労委の決議によってではあれ、行政官庁が決定することになっていた。たてまえとしては、労働組合か否かの最終的決定権限は行政官庁すなわち労働省が持っていたのである。これに対して一九四九年改訂法は「自由設立主義」をとったのであるが、第五条第一項の規定を設けて、その審査権限を労委の手にゆだねた。一九四五年法と一九四九年改訂法を比較すれば、後者において、労働省の権限が削減される一方で、労委はより強力な権限を手にしたことは明らかなのである。

また、中労委は、一九四九年改訂法第二六条によって、一九四九年改訂法運用のために、中労委規則を制定する権限を持っていたことも注目されなければならぬ。中労委規則には、中労委のみならず地方労委の規則も含まれることになっていたから、中労委規則がどのようなに制定されるかは、全国の労委における一九四九年改訂

法運用に大きく影響することになる。中労委規則には労働組合の資格審査に関する一般原則の規定も含まれ、これまた「アウトサイダー組合」構想に大きく影響を及ぼすことになるのである。

中労委における運用方針の議論は、次の問題をめぐって起こった。すなわち、まず、どのような場合に労働組合の資格審査を行なうことに規定するかについての中労委規則作成の問題として議論が行なわれ、ついで、二つの争議調停をめぐって調停を申請した労働組合の資格審査を行なうべきか否かの問題として議論が行なわれた。前者が一般原則に関する問題とすれば、後者は個別的具体的ケースの問題といつてよい。

2 中労委規則第二三条

中労委規則の制定は、一九四九年改訂法国会通過直後の五月二十五日に開催された第七三回中労委総会で、はじめて議題とされ、草案作成が事務局に一任された。六月一日の第七四回総会に事務局案が提出されたものの、小委員会で審議することになり、細川潤一郎委員（公益）、渡辺年之助委員（労）、堀木鎌三委員（使）が小委員会メンバーに任命された。小委員会は六月十四日に小委員会の中間報告案を完成し、これが翌六月十五日の第七五回総会で総会審議にかけられることになった。⁽¹⁾事務局案、小委員会の審議内容、中間報告案の全容は知ることはできない。けれども、第七五回総会の議事録抄録によつて、中間報告案の労働組合の資格審査に関する部分のみはほぼ推測することができる。

議事録抄録中の末弘中労委会長の発言から推測すれば、中間報告案の規則では、労働組合の資格審査につい

て、「組合が……資格認定だけを求めにくる」場合が想定されており、「審査した結果資格を登録しておくというような台帳をつくる」ことが規定されていた。しかし、末弘の見解は、第五条第一項によれば「問題のあったその都度必要があれば資格審査をやればいい」のであるから、このような想定は必要でないという見解であった。そして末弘は、「次の諸場合に資格審査の必要があるから……というふうに改めて、資格審査が行なわれる場合を列挙する」案を提案した。ここで注目すべきことは、中間報告案は資格審査だけを単独で行なう場合を想定していたこと、末弘はこれに反対したことである。⁽²⁾

中間報告案は小委員会の審議に再付託され、六月二十九日の第七七回総会に小委員会の最終報告案が提出された。第七七回総会の議事録抄録にある各委員の発言から推測すれば、最終報告案は末弘提案を全面的に受け入れて作成され、次のような規定であったと思われる。

労働組合が労組法第二条及び第五条第二項の規定に適合するかどうかの審査は、左の各号に規定する場合に行う。

- 一、労働組合が労組法又は労調法に定める手続に参加し、又は救済を求めようとする場合
- 二、労働組合が法人登記のための資格証明書の交付を求めようとする場合
- 三、職業安定法第三三条第二項又は第四五条の規定に基づいて必要がある場合（労働組合が職業紹介・労働者供給事業を行なう場合）

小委員会メンバーであった細川によれば、「本案なしに資格審査だけを求める場合」は「極めて稀な場合ですから、その場合は原則として列記しなくてもよい」ので

あった。この最終報告案に対し、やはり小委員会メンバーであった渡辺から、中間報告案にあった想定をいわば復活するものとして、第四号として「当該労働組合が資格の証明を要求したとき」を追加するよう要求があった。この要求が、渡辺の出身母体である総同盟の方針、すなわち「予め（資格の）認定を受けておく」方針と関連することは、明らかであろう。この要求に前田一委員（使）と桂尋会長代理が同調したので、末弘は「妥協案（引用）」として……第四号として、組合が頼んで来たら必ず審査をするというのでなくて「総会において特に必要があると認めた場合」をいれたらどうですか」と提案し、これが認められたのであった。⁽³⁾ これらの規定は、第四号を含めてそのまま中労委規則第二二条となり、八月四日に公布された。

以上の中労委規則制定の経緯から明らかなように、中労委の一般的原則は、資格審査のみを単独で行なうことではないということであった。公布された中労委規則第二二条はそれを示す規定であって、その第四号は単独審査実施の要求との妥協として加えられたのであった。

- (1) 「中労委規則の制定とその公布」（中央労働時報）一〇七号、一九四九年八月二十五日、一頁。
- (2) 「中央労働委員会総会経過概要第七五回」（中央労働時報）一〇五号、一九四九年八月五日、一一、一二頁。
- (3) 「第七七回中央労働委員会臨時総会——中労委規則案の審議——」（中央労働時報）一〇七号、一九四九年八月二十五日、一一、一二頁。

3 帝銀争議調停と電産争議調停

六月二十九日の第七七回総会で、中労委としての中労委規則の審議は終了した。七月六日の第七八回総会では、六月三十日に中労委に申請があった帝國銀行争議調停の取扱いが議論された。取扱いで問題となったのは、

申請者である帝銀従業員組合の資格審査が調停にはいる前に必要か否かという問題であった。帝銀争議調停は、資格審査が個別的具体的ケースで問題化した、最初のケースとなった。会議冒頭で、事務局や末弘会長がGHQや労働省とあらかじめ打合せた結果として、「当分の措置として調停の事件が取扱われます際には資格審査の結果が出ないでも調停の結論を出すという取扱をやることはさしつかえない」ことが、事務局から報告された。しかし、磯村、前田、堀木の各使用者側委員がこの解釈に強く反対し、「資格審査をやるのが先でそれから調停なりあつせんをする」ことを要求し、会議は紛糾した。結局、資格審査は公益委員のみが行なうという一九四九年改訂法第二四条の規定にもとづき、桂会長代理が、資格審査と調停を「並行してやるか、いつ資格の審議を開始するかは公益委員会に任せるということでもなくもこの件を調停事件としてとりあげて調停を開始する」と結論を出した。七月十二日の第二回公益委員会議では、「新法施行後間もないことであり、且つ決定的な行政解釈もなされて居ないので、本件に関する限り、前以て資格審査を行はぬこととする」と決定された。⁽⁴⁾

中労委で再び資格審査が問題とされたのは、八月三日の第八一回総会で電産争議調停が議題とされた際であった。桜井委員（使）が電産の資格審査を調停に先立って行なうことを要求し、磯村委員（使）と中島委員（使）がこれに同調して、「法律の通りやればいい」「中労委規則の……できた後においては規則通り、言いかえれば審査をしてから調停に入る」ことを要求した。末弘はこれらの要求を「独断」と断言して反論し、結局、結論は「この間と同じ方針で行く」こととなった。⁽⁴⁾

二つの争議調停事件における資格審査問題の取扱いによって、個別的具体的ケースにおける中労委の運用方針は定まったといえる。それは、少くとも調停に関する限りは、労働組合の資格審査と適格認定を調停を受ける際の前提条件にしないということであった。

- (1) 末弘会長は出張中で欠席であった。
- (2) 「第七八回中央労働委員会総会——資格審査（帝銀争議）をめぐって」(「中央労働時報」一〇九号、一九四九年九月十五日) 一三三—一四頁。
- (3) 「第一二〇回中労委公益委員会議の概況」(「中央労働時報」一一四号、一九四九年十一月五日) 一頁。また、帝銀争議調停に関する資格審査問題は、十月五日の第八六回総会になってようやく最終的結着がつけられた。その結論は「諸般の事情によってこれを前例にしない」ということで「一応資格審査を打切る」ということであった。「中労委の窓から」(「中央労働時報」一一五号、一九四九年十一月十五日) 一頁を参照せよ。
- (4) 「第八一回中央労働委員会総会」(「中央労働時報」一一二号、一九四九年十月五日) 一—三頁。

4 中労委解釈指示第一号

中労委規則制定と二つの争議調停事件の議論を通じて鮮明となった中労委の運用方針は、資格審査のみを単独で行なうことはせず、また調停に際しては資格審査を前提条件としないという、資格審査制度の重要性を低めるものであった。そして、この運用方針は、七月以降「アウトサイダー組合」構想との対決姿勢を強めていた労働省の方針と、対立する方針となっていた。なぜならば、労働省の方針は、資格審査の厳正実行が自明の前提になっているからである。中労委の運用方針と労働省の方針との対立は、労働省の手になる「労働組合法解釈例規第一号」が八月八日に発せられたことによって、一挙に顕在化した。

既述のように、「解釈例規」は「労働者の団体の資格を審査した後でなければ、あつて、調停、仲裁の手続を

開始できない」と明言していた。⁽¹⁾これが中労委の運用方針と真正面から対立することは、いうまでもない。しかも、中労委は労働省から「解釈例規」の趣旨を地労委に伝達するよう求められたので、⁽²⁾「解釈例規」公表後最初の中労委総会である八月十七日の第八二回総会では、この問題をめぐって議論がかわされた。桂会長代理によれば、「解釈例規を……このまま地労委に流せば、地労委としてはこれについて中労委が同意したのだからと思う」⁽³⁾が、中労委の運用方針は異なるので、「まだ流してない」のであった。これに対して、前田委員(使)や佐藤委員(使)は、中労委の運用方針は「この労働省の解釈が出たことによって一応終止符が打たれた」という見解をとった。議論の結果、前田や佐藤の見解は、地労委に対する法令の解釈指示権は中労委にあって労働省にないことが明確にされたため、否定されたが、⁽⁴⁾中労委のとりべき措置の最終的決定は第八三回総会に持ちこされた。

八月二十二日の第八三回総会で決まった措置は、「中労委解釈指示第一号」を地労委へ通牒することであり、それは八月二十六日に発せられた。その中の重要部分では、資格審査についての三つの場合の処理方法の指示である。これによれば、第一に、調停その他の調整手続においては、従来の運用方針どおり「資格審査の手続が完了しない以前においても、調整が争議解決のための適当な段階に達したときは、時機を失せず具体的措置(例えば、調停案を提示して当事者の受諾を勧告する等)をとる」ことが指示された。しかも、第八三回総会での末弘の見解によれば、「調停案を資格審査が終了しないうちに出して、両方が受諾してその調停が成立したというときに組合が資格がないことが決定したらその効力はど

うかというところ……その効力は私はかわりないと思う」のであった。第二に、法人登記のための資格審査については「資格要件を欠くもの……」⁽⁵⁾「でも……補正を勧告し……補正を確認——あるいは、確約すれば、直ちに証明書を交付する等の措置を講ずること」が指示された。第三に、「解釈例規」が「労組法上の労働組合でない労働者の団体の構成員である労働者については……不当労働行為の成立はあり得ない」としていたのを明確に否定し、「仮りにその所属する労働組合が資格要件を具えない場合であっても、第七条の「個々の労働者」の救済について審査することができ」と指示された。⁽⁶⁾これら三つの指示に明らかな中労委の運用方針は、補正の確約のみによっても資格が証明されるという新たな指示も含めて、労働省の方針を真正面から否定するものであった。「解釈指示」には「これによって解釈例規そのものには直接何等変更が加えられたのではなく」等々のことわり書が付加されているが、これは労働省の面目を保つための附言にすぎないものといつてよい。⁽⁷⁾こうして、中労委は労働省の方針を排除し、資格審査制度の重要性を低める運用方針を確立したのである。

- (1) 「解釈例規」が発せられた直後の八月十日に発せられた通牒によって、この点は「労働者側からあつて、調停、仲裁の申請があった場合においては、必ず右「解釈例規」に準拠して取扱うよう」に特に注意が喚起された。労部第三三二号労政局長通牒「労働組合法に適合しない労働者の団体に関するあつて、調停、仲裁について」がその通牒である。
- (2) 労政局長より中労委会長あて通牒、労部第三一七号ノ二「労働組合法解釈例規について」。
- (3) 末弘会長は欠席であった。
- (4) 労働組合法施行令第一八条。
- (5) 「第八二回中央労働委員会総会——労組法解釈例規について——」(「中央労働時報」一一一号、一九四九年十月五日) 四—七頁。
- (6) 中労委会長より各都道府県地労委会長あて通牒、中労委一文発第五二六号「労働委員会事務処理について(解釈指示第一号)」にこ

の「解雇指示」と第八三回総会については「中労委解雇指示第一号」について、『中央労働時報』一二二号、一九四九年十月十五日、一六頁。

(7) 労働省の面目を保つための通牒は労働省からも発せられた。八月二十九日付の労政局長より各都道府県知事あて通牒、労働第三八号「労働委員会の事務処理について」がその通牒である。

六 産別会議の新方針とその帰結

1 産別会議の新方針

産別会議の新方針は、八月十一日付産別会議機関紙『労働戦線』に掲載された、「新労働法をめぐる闘争」と題する論文によって、示された。⁽¹⁾ ついで、この新方針にもとづく情勢分析が、「自由設立主義と官製御用組合の相剋——新労組法をめぐる日経連、労働省、総同盟、中労委の動向——」と題する論文にまとめられた。⁽²⁾

これらの論文に示された新方針の特徴は、第一に、一九四九年改訂法のいわゆる「自由設立主義」を肯定的に評価したことである。「自由設立主義」は一九四九年改訂法の「改正された点」であり、「労組法では組合資格を否認することは如何なる方法でも出来ない」ことが強調された。しかも、この「改正」は、二月発表の労働省第一次改訂試案が「全労働組合の猛反響を受けた」ことによって勝ちとられた、「改悪反対闘争の圧力による」「改正」であることが強調された。この評価は、「アウトサイダー組合」構想における「自由設立主義」の否定的評価とは、明らかに異なるのであった。このように「改正」面が肯定的に評価されたので、一九四九年改訂法を再改訂するよう要求することは考慮されていなかった。

た。

第二の特徴は、資格審査制度は「自由設立主義」の「抜け道」ではあるものの、その運用権限は労働省にない、労働省にあることを強調したことである。「アウトサイダー組合」構想の中でも、運用権限が労働省にあることは確認されていた。しかし、六・七月の労働省の方針と中労委の運用方針を比較してみるならば、労働省の方針が「アウトサイダー組合」構想や労働組合の既得権擁護闘争により対立的であって、中労委の運用方針がそうでないことは、産別会議の目に明らかであった。そこで、運用権限が労働省にないことがより強調されたのであった。

第三の特徴は、第二の特徴と関連しているが、中労委が労働省の御用機関化することに、中労委みずからが反対する姿勢をとっていることと評価していることである。中労委は「末弘会長以下二、三の進歩的委員の努力でこの労働省の官製御用組合化を排撃し、妥協を重ねつつも可能なかぎり、自由設立主義の立前をつらぬこうとしている」のであった。この評価が、中労委規則制定と二つの争議調停事件によって鮮明となった中労委の運用方針、すなわち資格審査制度の重要性を低める方針、に対して下した産別会議の評価であった。「アウトサイダー組合」構想における評価は、労働省の御用機関化するという評価であったから、この評価はそれと正反対のものであった。

第四の特徴は、新方針には具体的運動方針提起が欠けていることである。論文末尾のスローガンは次のようになっている。

われわれのかちとった成果、改悪法のなかに打ちこんだわれわれのくさび、自由にして民主的な組合運動をおしすすめるための橋頭堡「自由設立主義」の成果を拡大しよう

そのため、あくまで既得権を守る闘争をおしすすめよう

ここでは、どのようにして「自由設立主義」の成果を拡大するのかは、まったくスローガンにされていないのである。この点では、六月三十日の寺井情宣部長談話による方針転換と同質であったといつてよい。

しかしながら、具体的運動方針が明示されないとしても、第一から第三までの特徴を考慮するならば、事実上の方針ともいふべきものは次のように推測することができよう。すなわち、第一に、一九四九年改訂法の再改訂を積極的に要求することもしなければ、「アウトサイダー組合」構想を積極的に提起することもしない。なぜならば、一九四九年改訂法は「改正された点」としての「自由設立主義」を採用しており、いかなればそれほど悪法ではないからである。第二に、それではどのようにして「既得権を守る闘争」をすすめるのかと問えば、その答には「人民闘争」「産業防衛闘争」がもちろん連想されるのであるが、そしてまたこのことがどのようになっているという具体的運動方針欠如の背景となっているのであるが、それにもまして、中労委の運用方針を支持しこれに追従することによって既得権は守られるとの、暗黙の含意がある。なぜならば、中労委がとった資格審査制度の重要性を低める運用方針は労働組合に有利であり、これに追従することこそが「自由設立主義」の「抜け道」を

封じることになるからである。このように考えれば、労委と対立することになる「アウトサイダー組合」構想は、産別会議にとって良策ではまったくないのであった。

論文「新労働法をめぐる闘争」に示された中、労委、追従方針は、産別会議の最終方針とみてよい。十一月二十八—三十日に開催された産別会議第五回大会の「一般報告」と「運動方針案」はこの新方針の立場で書かれている⁽³⁾。第五回大会準備の意味を持つと思われる十一月十一日発行の産別会議編『調査資料』一〇九号には、論文「新労働法をめぐる闘争」が八月以降の事態を加筆して再録されているのである。

産別会議の新方針が中労委の運用方針に追従するものであったことから、この両者によって一九四九年改訂法に対する姿勢の一つの極が形成された。他方、中労委と対立した労働省に対しては日経連が支持を与えたから、この両者によって他の一つの極が形成された。このようにして、一九四九年改訂法をめぐる対抗関係は、一方における中労委と産別会議、他方における労働省と日経連と、二分極化することになったのである⁽⁵⁾。

- (1) 産別会議編『労働戦線』一九七号、一九四九年八月十一日。
- (2) 産別会議編『調査資料』一〇九号、一九四九年八月十一日。
- (3) 「一般報告」四、労働法規改正と既得権を守る闘争、「運動方針案」三、労働者の権利はふみにじられ、組合攻撃の陰謀は進められていく。なお、「一般報告」や「運動方針案」を収める産別会議編『労働戦線』号外、一九四九年十月二十七日発行は複刻版になっている。
- (4) 「解説 解釈例規と指示の関係」(日経連タイムズ)六六号、一九四九年九月八日。「主張 労委の反省を促す」(日経連タイムズ)六七号、一九四九年九月十五日。等では、「組合資格の審査を厳正に執行」することを求め、「われわれの見解が労委の解釈と対立するが如き場合には……最終的な黒白を裁判所の判決に求めることをもまた経営者として辞すべきではあるまい」としていた。
- (5) 総同盟の姿勢は、「総同盟第四回大会議案 労働組合法改正要求の件」(総同盟編『労働資料速報』三七号、一九四九年十月十五日)によれば、一九四九年改訂法の再改正を要求しているものの、二分極のいずれに与えているか明確でない。また、この時点でのGHQ労働課の姿勢も、公表された性格をもつ次のような資料、すなわち「エーミス課長新任のあいさつ」(朝日新聞)一九四九年九月二十八日、「日経連総会におけるエーミス課長あいさつ」(朝日新聞)一九四九年十月一日)では、あまり明確でない。

2 労働組合の実態

「アウトサイダー組合」構想の提起、方針転換、新方針提起と、めまぐるしく変わった方針のもとで、労働組合は実際にはどのような行動をとったのであろうか。

中労委に資格審査を申請した労働組合をみてみると、前述の電産による争議調停申請(七月二十八日)をはじめとして、東芝労働組合連合会(八月六日)、日本映画演劇労働組合(九月三十日)、全金属(十月三日)と産別会議傘下組合による申請が続いている。特に、全金属の不当労働行為救済を事由とする申請は、全金属が一九四九年改訂法制定反対闘争をもっとも積極的に闘った単産であり、また「アウトサイダー組合」構想推進者の一人である全法協議長林武雄の出身単産であっただけに、産別会議が新方針を実践していることを強く印象づけた。中労委レベルでは、産別会議傘下組合の多くは、実際に、中労委の運用方針に追従する行動をとったとみてよい。

次に、労働省労政局が行なった一九四九年改訂法履行状況調査によると、第1表に示されるように、新方針にそむいて「アウトサイダー組合」に止まる意志を明示している組合は、著しく少数であることが理解される。但し、一九四九年改訂法制定反対闘争をもっとも積極的に闘った全金属に所属する組合が、その中で一定の比率を占めていることは注目されてよい。単産としての全金属

としては審査申請を行なって中労委の運用方針に追従する行動をとったにもかかわらず、傘下単位組合の中には、従来の運動展開から「アウトサイダー組合」たることをひきつづき方針とした組合があったのである。それはともかく、このような調査をふまえて、労働省当局者は「今や法外組合は、わずかに金属の一部に残るにとどまり、法外組合の運動は……量的にも質的にも消滅してしまつたということができるのではなからうか」と結論づけているが、大勢としてはこの結論のとおりであったといつてよい。

第1表 単位組合における「アウトサイダー組合」(1949年12月31日現在)

A. 全国組合総数	26,704	B/A=83.3%
B. 調査組合総数	22,242	
C. 利益代表者を排除しない意志(第2条第1号抵触)を明示した組合数	34	F/B= 0.6% F-a/F=25.0% F-b/F= 4.0% F-c/F=71.0% G/B= 0.2%
D. 経費援助を排除しない意志(第2条第2号抵触)を明示した組合数	22	
E. 必要記載事項を規約に規定しない意志(第5条第2項抵触)を明示した組合数	112	
F. =CUDUE「広義の法外組合」	124	
F-a 産別所屬(うち全金属所屬)	31	
F-b 総同盟所屬	24	
F-c その他	5	
G. =CUD「狭義の法外組合」	88	
	45	

注 『資料労働運動史 昭和24年』1124—1139頁より作成。
「広義の法外組合」、「狭義の法外組合」は引用資料の定義である。

第2表 専従役員の給与処理からみた労働組合の実態 (1950年7月)

調査組合総数	80
制度上専従役員を有しない組合	32
(イ) 名実ともに専従的活動なきもの	11
(ロ) 事実上専従役員あるもの	10
(ハ) 必要に応じ専従的活動を行うもの	11
制度上専従役員を有する組合	48
(ニ) 公然と会社が給与負担するもの	2
(ホ) 何らかの代償を与えて組合負担に切り換えたもの	17
(ヘ) 組合負担のもの	29
(イ)+(ロ).....1949年改訂法に名実ともに従った組合	40
(ロ)+(イ)+(ホ).....いわば「名を捨て実を取った」組合	38
(ニ).....「アウトサイダー組合」	2

注 調査組合は「金属産業部門に属するものが多く」「総同盟・産別其の他はほぼ均等」であった。
野村平爾「改正労働組合法施行の実態」(『早稲田法学』第26巻2、3冊、1951年)97—99頁より作成。

もっとも、中労委の資格審査状況や労政局調査の数字としては資格に表されない実態に、さらに一歩踏み込んでみるならば、やや異なった結論が導かれる。第2表は、野村平爾を中心にして実施された実態調査の一部を、専従役員の給与問題に焦点を定めてまとめたものである。なるほど、表面上は一九四九年改訂法に従い第二条但書第二号に抵触しない組合となった数は、労政局調査と同様に著しく多い。しかし、その半数に近い組合は、一九四九年改訂法制定前に行なわれていた専従役員給与の会社負担が、野村の表現をかりるならば「口頭の

約束によるやみ専従の問題に転化したり、他の名義を以てする金銭授受に移ったり」した組合なのである。したがって、これらの組合と「アウトサイダー組合」であることを明示する組合とを合算すれば、実態上一九四九年改訂法第二号に抵触する組合の数は、調査組合総数の半数にのぼるのである。

けれども、野村調査に示されたような労働組合の実態上の動向には、あまり高い評価を与えるわけにはいかない。なぜならば、なにかの「既得権を守る」ことに成功したとしても、それは一九四九年改訂法との直接の対決を避けた結果であるがゆえに、一九四九年改訂法制定に象徴的な戦後日本労働政策の転換に対しては、抵抗すべき理論的力量を蓄える上でほとんど役に立たないからである。その「成果」は、制定法としての労働組合法と実在する労働者団結との第二次大戦後における緊張関係について、明確な自覚を持つことを放棄した上にしか成立しないともいえる。この意味で、労働省当局者が「アウトサイダー組合」が「質的に消滅してしまつた」と結論したのは、まことに正鵠を射たものであったといつてよい。そして、産別会議が「アウトサイダー組合」構想を降ろし新方針を提起したことは、このような実態上の動向を許容し、むしろこれこそ「勝利」であるかの如き印象を与えていたのであった。

(一) これらの申請については中労委事務局編『中労委における労働組合資格審査資料』第一集、一九五一年が詳しい。参照せよ。
(二) 『資料労働運動史 昭和四四年』一一六頁。
(三) 「中労委労働運動史 昭和四四年」中の「補正を「確約」すれば資格を証明する」という運用方針も、組合によって利用されていたと思われる。石川吉右衛門「労働組合法」(一九七八年、有斐閣)「三二頁」によれば、「毎年毎年確認書を出し続けていた」組合がかつて存在していたことが指摘されている。もっとも、その具体例は不明である。

3 中労委規則第二号第四号の運用変更

産別会議の新方針提起とこれが許容した労働組合の実態によれば、中労委の運用方針によって一九四九年改訂法の機能が規定されることになるかの如くみえた。しかしながら、事態はこのまま推移したのではない。一九五〇年二月十七日に発せられた中労委の通牒は、中労委のそれまでの運用方針に重大な変更を加えるものであった。通牒は次の点に注意するよう述べていた。

〔中労委規則の〕第二号第一号第一号及び第三号に該当しない場合であつて労働組合から資格審査の申出があつたときは、改正労働組法が労働組合の自由設立主義を採っている趣旨に反しない限り、第四号によって取扱うことができること

中労委規則の作成時には、この通牒のような取扱いに反対し、その「妥協案」として第四号が設けられたことは既述した。ところが、この通牒はかつての反対を逆転し、資格審査のみを単独で行なう途を大きく開いたのであった。この運用変更によって、資格審査制度の重要性を低めるそれまでの運用方針は、その理念において大きな制約を受けることになったといつてよい。なぜならば、この通牒は資格審査制度の重要性を前提として行なっているからである。そしてまた産別会議にとっては、この通牒は、中労委に追従するという新方針の「有意義性」を動揺させる通牒であつた。なぜならば、中労委の運用方針が労働組合に有利であることが、新方針の前提であつたからである。これに対し、資格審査の厳正実行を求める

第3表 係属事由別労働組合資格審査状況 (1949年6月～1950年12月)

中労委規則 第22条の 各号	1 号					2号	3号	4号	不明	計
	調整	不当労働行為	委員推薦	不明	計	法人登記	職安法	総会決議	その他	
A										
1949年6～8月	22	2	7		31	46	2		2	81
9～12月	265		189 ^{*1}		454	349	35	13	7 ^{*2}	858
1950年1～3月	167		919	29	1,115	222	21			1,358
4～6月	162		1,587	155	1,904	198	7	302 ^{*3}	1	2,412
7～9月	188		560	2	750	117	4	30		901
10～12月	136	27	343		506	94	9	56		665
計					4,760	1,026	78	401	10	6,275
B										
1949年6月 ～1950年12月					6,434	1,324	91	846	1	8,696

*1 4号に分類されつつも「主として労委推薦」の注記が付されている53件を含む。

*2 「本案なく却下」された1件を含む。

*3 「愛知県において県労政課の要請により組合にも自主的申請の意思あることを認め総会の決議によって県下約300組合の資格審査を行なったため」増加した件数を含む。

注 A. 各期についての「地労委における組合資格審査状況」(『中央労働時報』117号(1949年12月5日), 127号(1950年3月15日), 136号(1950年6月15日), 148号(1950年10月15日), 158号(1951年1月25日), 164号(1951年3月25日))により集計作成。

各地労委からの報告未着分があるので正確ではない。

B. 中労委事務局編『労働委員会年報 14』198頁。

労働省と日経連にとっては、この運用変更は大いに力を与えるものであった。一九四九年改訂法の資格審査制度の重要性を再認識させる通牒こそ、この通牒だったのである。

方軍政部」民事部」の見解は、「労働委員会は同条(中労委規則第二二条)規定の場合以外でも組合の資格審査

と回答であった。⁽³⁾

連する広島地労委と中労委との間の照会

この通牒によって全国の労委の運用が実際にどのように変化したかは、正確に確かむことはできない。第3表のAは速報的性格を持つ資料から作成されたため、正確な数字を示しているとはいえないが、しかし、第四号にもとづく資格審査は、一九五〇年第二四半期からやや増加するのである。しかも、一九四九年第四四半期には「本案なく却下」された申請があったのに対して、一九五〇年第二四半期には単独の資格審査が県労政課の要請によって実施されるというように、二月十七日の中労委通牒はかなりの影響力を持ったといえる。中労委自身もこの通牒の重要性は十分認識しており、中労委事務局編の資格審査資料集には、附録として、前年の「中労委解釈指示第一号」とこの通牒の両者のみが収録されているのである。

二月十七日の中労委通牒が発せられた理由は、通牒に「最近関係方面の示唆もあり」と述べるようにGHQ労働課の指導が推測されるが、直接の契機は、次のような中国地方軍政部の動きとこれに関連する広島地労委と中労委との間の照会を勵行し合法組合化するよう努力すべきであり……同条第四号……を拡張解釈して行うべきである。従って、組合から単純な資格審査の申請があった場合、労働委員会はこれを拒否することなく迅速に審査して証明書を交付すべきである」というものであった。これは「正式に申入れありたるものでない」が「すでに岡山、山口両地労委にはその旨指導し実施しているとのことでもあり」また中労委が指示する運用方針にまったく反するものなので、広島地労委は中労委の見解を照会してきたのであった。この照会に対して、一カ月余り後に、中労委は民事部の見解を認める回答を広島地労委になし、ついでの直後の二月十七日に前述した全国地労委への通牒を発したのであった。

この経緯から推測されるように、中労委の運用方針変更は、日本を占領していたアメリカ合衆国軍によって強制されたものであった。そして、運用方針を変更させた目的は「組合の資格審査を勵行し合法組合化する」ことであつた。アメリカ合衆国軍は、当時の日本における最高権力者として、一九四九年改訂法制定に象徴的な戦後日本労働政策の転換を、同法案準備を主導するという直接的な面にとどまらず、このような側面からも強力に促進していたのであった。そして中労委は、この最高権力者に対しては、ほとんど抵抗することができなかったのである。⁽⁴⁾

(1) 中労委員長より各都道府県地労委会長あて通牒、中労委文第第一二二号「組合資格審査の取扱について」。

(2) 中労委事務局編『中労委における労働組合資格審査資料』第一集自一九四九年六月至一九五一年五月(一九五一年)、第二集自一九五一年六月至一九五二年五月(一九五二年)。

(3) 「組合資格審査について」の広島地労委の中労委に対する照会(一九五〇年一月九日)とその中労委回答(一九五〇年二月十一日)。中労委事務局編『労働委員会年報』(一九五〇年二

月)四九一五〇頁所収。「労働資料月報」は部数が「七百を越し得ない」「部内限」「非公式のもの」(「労働資料月報」第一号「はしがき」および第三号「記」)である。

(4) 広島地労委の照会(一九五〇年一月九日)から中労委の通達(一九五〇年二月十七日)までが、末次中労委委員のアメリカ出張中(一九四九年十二月三十日～一九五〇年三月二十日)に起こったこととは注目されてよい。既述したように、中労委規則第二條第四号の制定に末次は深く関係し、末次の見解からすれば、中国地方軍政部民事部の見解は許すべからざるものであったからである。末次は一九五〇年四月八日に中労委次期委員の再任辞退を突然表明したが、日本不在中の事態がこの辞退表明に何らかの関連を持っていたと推測する余地がある。

七 むすび

本稿が明らかにしてきたような「アウトサイダー組合」構想の推転と帰結は、すでに当時から三十年余の歳月を経た現時点から省みるならば、如何なる現代的意義を持つものであろうか。

第一の意義は、「アウトサイダー組合」構想が、第二次大戦後の労働組合立法に対する反対闘争の、一つの典型ともいべき闘争形態を提示したことである。労働組合の組織構造と運営へ介入するために組合の組織構造と運営に一定の条件を付し、その条件を満たすことを法による保護や手続参加の資格とする手段、いわば英米型の手段がとられるならば、法の制定後に、労働組合が法による保護とサービス提供を失なっても法の要求を無視し法の死文化をめざすことは、法的手段形態から当然に結論される一つの闘争形態なのである。「アウトサイダー組合」構想は、このような典型的な闘争形態によって、一九四九年の戦後日本労働政策の転換に対決しようとしていたのであった。

現時点から過去をふりかえるならば、このような闘争

形態をもって労働組合が勝利した顕著な例は明らかである。イギリスにおける一九七一年労使関係法制定に反対して、法の制定後開催された最初のTUC大会は、傘下組合に登録拒否を指令した。「登録制度」こそ前述のように同法による規制の主たる手段だったのであり、したがって「登録拒否は労使関係法を無効にしようとする労働運動側の努力の核心をなした」からであった。⁽¹⁾ TUC傘下のほぼすべての組合はこの指令に従い、また指令に違反して登録した二〇組合三七万人を一九七三年に除名して、TUCは登録拒否実践の強い姿勢を示した。同法は一九七四年に労働党内閣のもとで廃止されたが、TUCの登録拒否闘争が同法死文化を促進したことはいうまでもない。この登録拒否の実践こそ、いうなれば、イギリスにおける「アウトサイダー組合」構想の実践だったのである。

一九四九年改訂法制制定直後に、吾妻光俊は「法外組合思想の前近代性格」と題する小文を書き、その中で「法外組合の提唱は、近代的精神の洗礼を受けた欧米社会にとっては謎にしか過ぎないであらう。しかしこの前近代的思想の中にこそ日本社会思想の特色があるのであり……」と述べた。⁽²⁾ 三〇年余をへた今日から省みるならば、「法外組合の提唱」は、イギリスの一九七一年労使関係法反対闘争に示されたように「欧米社会にとっては謎」ではなく、ましてや「前近代的」でもなく「日本社会思想の特色」でもない。それは吾妻の説くところとはまさに逆の、第二次大戦後の現代的な、また典型的な反対闘争形態だったのである。

第二の意義は、「アウトサイダー組合」構想が、労働組合法と労働組合との関係に、根本的な理論的反省をせ

まったことである。制定法としての労働組合法によってサンクションされた労働組合と労働組合の名をもって実在する労働者団体とは概念的に区別されること、この根本的な反省を「アウトサイダー組合」構想はせまったのであった。この反省をせまるものであったがゆえに、「アウトサイダー組合」構想は第一の意義を持ちえたともいえるのである。しかもその反省が、戦後日本労働運動の理論的脆弱性にもかかわらず、まさにその労働運動の中から提起されたこと、その提起がおそらくは戦後日本で最初になされたものであったこと、これらのことも十分注意されてしかるべきであらう。

労働組合の保護が一般化する第二次大戦後の現代資本主義国家では、労働組合は国家のうちに社会制度化し、労働組合と労働者団結の区別はいまいち化されている。事実、高度経済成長期以降の現代日本労資関係総体を省みるならば、労働組合の社会制度化は不動の如く、確立し、労働組合だけが労働者団結であるとの意識が一般化していることは否定しがたい。しかし、第二次大戦後の労働組合立法の規制が労働組合の組織構造と運営への介入として行なわれたことは、労働組合と労働者団結が概念的に異なるものであることを、顕在化させる可能性をもまた増大させた。現代日本資本主義国家の労資関係の基本的な法的枠組を規定した一九四九年改訂法もまたこのような法だったのであり、この枠組を拒否した「アウトサイダー組合」構想は、労働組合と労働者団結の概念的区別を示したものであったのである。現代日本労資関係の総体を省みるならば、それだけなおさら、「アウトサイダー組合」構想が資本主義国家が労働組合を法認する論理と労働者団結そのものの論理との不一致性を提示し

ていることは、看過できないであろう。

しかしながら、「アウトサイダー組合」構想は、貫徹されることなく消滅してしまうという限界を持っていた。すなわち、構想は構想提起者自身によって降ろされ、内容不明確な「人民闘争」「産業防衛闘争」の言葉だけが強調され、事実上は中労委の運用方針を追従するのみに落ち入ってしまった。中労委追従方針をとった時点で、労働組合と労働者団結との概念的区別や、資本主義国家が労働組合を法認する論理と労働者団結そのものの論理との不一致性について、明確な自覚へ踏み出されていた一步は失われたといえる。一九四九年を画期とする労働政策の転換に抵抗しうる理論的基盤は、この時点で崩壊した。しかも、中労委の運用方針がアメリカ合衆国軍によって強制的に変更させられたことで、中労委追従方針すらも有意義とはいえなくなってしまったのである。こうした限界は、「アウトサイダー組合」構想の意義を自覚的に把握できるまでの理論的力量を持てなかった、当時の日本労働運動の理論的限界であった。一九四九年の日本労働運動は、実践においてのみ敗北したのではない。理論においてもまた、勝ち抜くだけの力量を備えていなかったのである。

けれども「アウトサイダー組合」構想は、歴史博物館にみいだされるだけの忘れ去られるべき遺物ではない。一九四九年形成された労資関係の基本的な法的枠組は現代まで続いており、日本の労資関係の未来を展望するならば、現代における労働組合法と労働組合の関係は、必ずや再び問い直されることがあるであろう。その際には、「アウトサイダー組合」構想は、日本における貴重な経験として、あらためて脚光を浴びるにちがいない。



- (1) Wigham, E., *Strikes and the Government 1894-1974* (1976, Macmillan) p. 159. 一九七一年労働関係法改正闘争について、松本隆雄『労働と闘争』(一九八〇年、岩波書店)一五—一五九頁を参照せよ。また Moran, M., *The Politics of Industrial Relations, The Origins, life and death of the 1971 Industrial Relations Act* (1977, Macmillan) 註 註四に政治学的概念をいっしょにみよとの興味あり。
- (2) 『経世評論』一九四九年八月号所収。同文章は、「法外組合思想の前世代性」と改題されて、『吾輩以後「近代社会と労働法」』(一九四九年、富士出版)に収録された。

イタリアの労使関係と法

ティツィアーノ・トレウ
山 口 浩 一 郎 編

A5判/338頁 2,800円(〒300円)

戦後イタリア労使関係の基本的な枠組の形成・展開を述べる
第1篇労使関係の基本的枠組／第2篇団体交渉機構の変遷／第3篇
使用者団体の政策／第4篇労使紛争と裁判・調整／第5篇公共部門
の労使関係

日本労働協会●東京都港区芝公園1の7の6(中退金ビル) ☎03(436) 0151